

身体的拘束等適正化のための指針

平成 31 年 4 月 1 日

社会福祉法人 愛和会

特別養護老人ホーム あいせいの杜

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入居者の尊厳や主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に取り組む意識をもち、身体拘束をしない介護の実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束の規定

サービス提供にあたっては、当該入居者または、他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状態を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行なわないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の 3 つの要素がすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがあります。

① 切迫性	入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) 当施設における考え方

(a) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(b) やむを得ず身体拘束を行なう場合

本人または、他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体拘束〇委員会を中心に充分に検討を行ない、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明をし、同意を得て行なう場合があります。

また、身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過記録の整備を行ない、出来る限り早期に拘束を解除すべく努力します。

(c) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。

- ① 入居者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、入居者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 入居者の思いを汲み取り、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた対応をします。
- ④ 入居者の安全を確保する観点から、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむ得ない」と拘束に準ずる行為を行なっていないか、常に振り返りながら入居者が主体的な生活を営めるように努めます。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束0委員会の設置

当施設では、身体拘束の適正化に向けて身体拘束0委員会を設置します。

① 設置目的

- ・ 身体拘束廃止及び適正化に向けての現状の把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束0委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 介護支援専門員
- ウ) 生活相談員
- エ) 看護師
- オ) 介護職員

③ 身体拘束0委員会の開催

- ・ 身体拘束適正化会議を3ヶ月毎（4月 7月 10月 1月）に開催します。
その他必要時随時開催します。

(2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを基本とした対応を実施します。

また、各職種が下記の件に注意し同じ方向性もったケアを行っていきます。

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に全職種が認識する。
- 2) 入居者の尊厳を理解する。
- 3) 疾病、障害等による行動特性を理解する。
- 4) 記録は事実を正確に記録する。
- 5) 職種間の連絡報告を速やかに正確に行なう。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束等の適正化のための学習を行ないます。

- 1) 定期的な学習会の実施（年2回）
- 2) 新職員に対する指導
- 3) その他必要な学習会の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- (2) 施設内において、他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者へ報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は、速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに従って報告を行うこと。

5・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人または他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なわなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束の実施及び解除】

- ① 緊急やむ得ない状況になった場合、身体拘束〇委員会を中心として各関係部署の代表が集り、拘束による入所者的心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行なうことを選択する前に1切迫性2非代替性3一時性の三要素すべてを満たしているかどうかについて検討確認します。

- ② 要件を検討・確認した上で、身体拘束を行なうことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯期間について検討し、本人・家族に対する説明内容が記載された同意書を作成します。
- ③ 説明は内容、目的、拘束時間、場所、改善取り組みを詳細に明記し充分な理解が得られるように努めます。
- ④ 記録はワイスマンシステム介護記録を用いて、日常の様子・心身の状況・やむを得なかつた理由など記録する。又早期解除に向けて拘束の必要性や方法を検討する。これらの記録は2年間保存し提示を求められた場合は提示できるように管理します。
- ⑤ 記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は拘束を解除し家族に報告をします。

6. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は書面として備えおき、入居者又は入居者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧できるようにします。
- (2) 当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本施設内における研修以外にも、先進事例の研究、施設環境等の整備を通して、互いに研鑽を深め、この取り組みの一層の推進に努めるものとする。